

## 正誤表

一般社団法人 日本工業炉協会

本誌「工業加熱」2022年9月号 (Vol. 59 No.5), 「情報：化管法及びPRTR制度」の記事に、以下の正誤表内下線部に示す誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

## 2.3.1 見直しにおける炭化けい素の追加について

## 第一パラグラフ

誤	正
2021年10月の政令改正により、新たに、 <u>化管法特定第一種指定化学物質（全23種）</u> に炭化けい素（SiC）が加わった。 <u>特定第一種指定化学物質は、対象物質（第一種指定化学物質）のうち、人への発がん性が認められている物質であり、年間取扱量の要件(0.5トン/年)と含有率の要件(0.1質量%)が、他の第一種指定化学物質より厳しく設定されている。</u>	2021年10月の政令改正により、新たに、 <u>化管法第一種指定化学物質（全515種）</u> に炭化けい素（SiC）が加わった。 <u>(以下削除)</u>

## 第三パラグラフ

誤	正
炭化けい素が、2023年度から <u>特定第一種指定化学物質</u> としての把握物質となることにより、炭化けい素発熱体使用量が <u>500kg</u> を超えるような炉の処分などについてもPRTR制度の対象となる可能性がある。今後、炭化けい素に関しては、発熱体メーカーはもとより、工業炉メーカーについても、PRTR及びSDS制度に関する注意が必要となる。	炭化けい素が、2023年度から <u>第一種指定化学物質</u> としての把握物質となることにより、炭化けい素発熱体使用量が <u>1t</u> を超えるような炉の処分などについてもPRTR制度の対象となる可能性がある。今後、炭化けい素に関しては、発熱体メーカーはもとより、工業炉メーカーについても、PRTR及びSDS制度に関する注意が必要となる。